

新旧対照表（補助金交付要綱）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）小規模事業者等 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第2条に規定する小規模事業者及び創業等その他支援を必要とする者をいう。</p> <p>（2）商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であり、かつ、高知県内に事業所を有する商工会をいう。</p> <p>（3）県連合会 商工会法に規定する県商工会連合会であり、かつ、高知県内に事業所を有する県商工会連合会をいう。</p> <p>（4）商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所であり、かつ、高知県内に事業所を有する商工会議所をいう。</p> <p>（補助対象経費、補助率等）</p> <p>第4条</p> <p>2 補助対象経費、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>（補助金の交付の申請）</p> <p>第5条</p> <p>2 商工会議所及び県連合会は、前項の規定により補助金の交付の申請をするときは、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。</p> <p>（補助金の交付決定等）</p> <p>第6条</p> <p>2 県連合会は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して、前項ただし書各号に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第7条</p> <p>（9）補助事業の実施に当たっては、前条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月23日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）小規模事業者等 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第2条に規定する小規模事業者及び創業等その他支援を必要とする者をいう。</p> <p>（2）商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であり、かつ、高知県内に事業所を有する商工会をいう。</p> <p>（3）県連合会 商工会法に規定する県商工会連合会であり、かつ、高知県内に事業所を有する県商工会連合会をいう。</p> <p>（4）商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所であり、かつ、高知県内に事業所を有する商工会議所をいう。</p> <p>（補助対象経費、補助率等）</p> <p>第4条</p> <p>2 補助対象経費、補助率等は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>（補助金の交付の申請）</p> <p>第5条</p> <p>2 商工会議所及び県連合会は、前項の規定により補助金の交付の申請をするときは、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。</p> <p>（補助金の交付決定等）</p> <p>第6条</p> <p>（12）県連合会は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して、前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第7条</p> <p>（9）補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p>

新旧対照表（補助金交付要綱）

新					旧				
2 改正後の様式による第5条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。									
別表第1（第4条関係）					別表第1（第4条関係）				
補助事業の区分	補助対象経費				補助事業の区分	補助対象経費			
	経費区分	経費区分明細	補助率	内容		経費区分	経費区分明細	補助率	内容
(1)～(6) 省略					(1)～(6) 省略				
(7) 地域振興推進事業費	地域振興調査事業費				(7) 地域振興推進事業費	地域振興調査事業費			
	広域振興等地域活性化事業費					むらおこし総合活性化事業費			
(8)～(12) 省略					広域振興等地域活性化事業費				
					(8)～(12) 省略				
別表第2（第8条関係）					別表第2（第8条関係）				
資格区分	認定の要件				資格区分	認定の要件			
1～5 省略					1～5 省略				
6 補助員	商工会議所における補助員は、それぞれが実施する採用試験の結果、IT活用、労務管理、金融及び財務等特定の専門的分野において経営指導員を補助する役割を期待されていることを考慮し、専門的技能を有すると知事が認めた者に該当するものであること。				6 補助員	商工会議所における補助員は、認定試験の結果、IT活用、労務管理、金融及び財務等特定の専門的分野において経営指導員を補助する役割を期待されていることを考慮し、専門的技能を有すると知事が認めた者に該当するものであること。			
7 省略					7 省略				